

採用試験

市職員採用試験を実施

試験の方法および内容

試験は第1次試験および第2次試験とし、第2次試験は第1次試験合格者に対して行います。

機関発行の健康診断書提出)
試験の日時および会場
 【第1次試験】
 日時 1月22日(日) 午前8時30分から
 会場 枕崎市市民会館
 【第2次試験】
 日程 2月中旬を予定(第1次試験合格通知の際にお知らせ)

採用職種、予定人員および受験資格

職種	採用予定人員	受験資格
一般事務職	若干名	昭和62年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に基づく高等学校(同等資格を含む)以上の学歴を有する者または令和5年3月までに卒業見込みの者
土木技師	若干名	昭和57年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかの要件を満たす者 ・学校教育法に基づく高等学校(同等資格を含む)以上の学校で土木の学科を履修し卒業した者または令和5年3月までに卒業見込みの者 ・土木施工管理技士2級以上の資格を有する者
保健師	若干名	昭和57年4月2日以降に生まれた者で、保健師の免許を有する者または令和4年度実施の国家試験で取得する見込みの者
管理栄養士	若干名	昭和57年4月2日以降に生まれた者で、管理栄養士の免許を有する者または令和4年度実施の国家試験で取得する見込みの者

- ◎**居住要件** 採用後は、本市に居住できる者
- ◎**欠格事項** 上記の受験資格にかかわらず、次のいずれかに該当する者は受験できません。
 - 日本国籍を有しない者
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者またはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 枕崎市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過していない者
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

ます)
 会場 枕崎市役所本庁
受験手続および受付期間
 受験申込書用紙の入手方法
 ①総務課職員係で直接入手、②市ホームページからダウンロード、③郵送請求で入手
 ※郵送請求する場合は、返信用封筒(角形2号・2400_ミ×332_ミ)に切手(1200_円)を貼り、宛先を明記して同封してください。
受験申込手続
 受験申込書に必要な事項を記入し、94円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(長形3号・120_ミ×235_ミ)を添えて、申込先に提出してください。なお、受験申込書には必ず写真(6カ月以内撮影したもの)を貼ってください。郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きしてください。
受験申込先 総務課職員係 〒898-8501 枕崎市千代田町27番地
受付期間 1月4日(水)まで
 ※受付時間 午前8時30分～午後5時(土・日、祝日は除く。郵送の場合は、締切当日の消印まで有効)
合格発表
 第1次試験 2月上旬までに、受験者全員に可否結果を文書

で通知します。
 第2次試験 2月下旬までに、受験者全員に可否結果を文書で通知します。
採用
 最終合格者は、令和5年4月1日付けで採用の予定です。なお、卒業見込みの者にあつては高等学校等を卒業できない場合や免許取得見込みの者にあつては免許を取得できない場合は、原則として採用を取り消します。
給与
 給与は、枕崎市職員の給与に関する条例に基づき、給料および諸手当が支給されます。また、学歴、職歴等に応じて加算される場合があります。
その他
 ※試験会場では、新型コロナウイルス感染症対策のため、マスク着用をお願いします。
 ※試験前の2週間については、新型コロナウイルス感染症の症状がある場合は、受験を控えていただきますようお願いいたします。なお、これを理由とした欠席者向けの再試験は予定しておりません。
問合せ 総務課職員係 TEL 76-1084

青少年の深夜徘徊は危険

枕崎市青少年育成センター情報

青少年の深夜徘徊は、喫煙、飲酒、薬物乱用等の非行の原因につながり、不純異性交遊や恐喝、暴行など犯罪被害に遭う危険性があります。

- 鹿兒島県青少年保護育成条例(以下、条例という)第6条では、深夜外出について次のことを定めています。
- 保護者は特別な理由がある場合を除いて、深夜(午後11時～翌日午前4時)に青少年のみで外出させないよう努めなければなりません。
- 大人は深夜に青少年が保護者の同意を得ないで外出しているときは、早く帰宅するように指導しなければなりません。
- 保護者の同意を得ないで、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、またはとどめてはいけません。

※保護者の同意を得ずに青少年を深夜に連れ出し等した場合は、10万円以下の罰金または科料に処されます。

社会全体で取り組みを

事業者の皆さんへ
 深夜(午後11時～翌日午前

4時)に、その営業する場所に青少年を立ち入らせてはいけません(条例第7条)。
保護者の皆さんへ
 保護者同伴でも青少年は興行場等(映画館、演劇場、個室等の形態を有したカラオケボックス、インターネットカフェ等)に深夜の立ち入りはできません。
 子どもを連れての度重なる深夜外出は、十分な睡眠がとれないなど生活のリズムが不規則になり、結果的にさまざまな心身の不調を引き起こすおそれがあります。

市青少年育成センターの取り組み
 市青少年育成センターでは、社会教育指導員が毎月4回程度市内の各学校周囲の巡回活動を行っています。その際、公園等も巡回しています。がタバコの吸い殻や空き缶等のポイ捨てが無くなる状態です。子どもたちに良い環境を作りましょう。

問合せ 青少年育成センター 1(市民会館内) TEL 72-2221

固定資産税の課税免除

過疎地域における固定資産税の課税免除について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)及び枕崎市過疎地域産業開発促進条例(平成26年枕崎市条例31号)に基づき、本市において事業を行い、一定の要件を満たす場合は、固定資産税の課税免除を受けられます。

固定資産税の課税免除の概要

令和6年3月31日までに対象地域において、対象事業を行うために取得した設備に対して、新たに課税されることになった年度から3年度分限り、固定資産税の課税を免除します。

対象となる事業

- 製造業
- 旅館業(下宿営業を除く)
- 農林水産物等販売業
- 情報サービス業等

取得価額要件

対象業種	資本金規模		
	5,000万円以下(個人を含む)	5,000万円超1億円以下	1億円超
製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上※	2,000万円以上※
農林水産物等販売業 情報サービス業等	500万円以上	500万円以上※	

※資本金の規模が5000万円超の事業者については、新増設に係る取得等に限る。
 ※取得価額の判定においては、圧縮記帳後の価額を用いること。

問合せ 水産商工課商工振興係 TEL 76-1667

「枕崎の、使エール。」プレミアム付商品券
「枕崎の、味と旅。」グルメ宿泊クーポン券

有効期限が近づいています!

有効期限を過ぎたものは使用できません。また、未使用の商品券等の払い戻しはできませんので必ず期限内に使用してください。

■「枕崎の使(つか)エール。」プレミアム付商品券
 【購入期限】令和4年12月27日(火)まで
 【利用期限】令和4年12月31日(土)まで
 【問合せ】水産商工課商工振興係 TEL76-1667

■「枕崎の、味と旅。」グルメ宿泊クーポン券
 【利用期限】令和5年1月10日(火)
 【問合せ】枕崎市通り会連合会 TEL090-4851-5530